内管漏洩検査委託の手引き

太田都市ガス株式会社

2021年2月

内管漏洩検査 委託の手引き

目次

- 1. はじめに
- 2. 委託要件の基本的事項
 - (1) 前提
 - (2) 基本要件
 - 1) 認定要件
 - 2) 欠格要件
 - 3) 保安水準の確保
 - 4) 自主保安業務の実施
 - 5)委託の取り消し等
 - (3) 定期漏洩検査の要件
 - 1) 対象範囲
 - 2) 必要な資格
 - 3)業務実績
 - 4) 関与・統制・信頼性
 - 5)継続的な体制確保
 - 6) 効率的な運用
 - (4) その他
 - 1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏洩検査
 - 2) 受託するための手順・手続き
 - ① 受託相談
 - ② 受託申請手続き
 - ③ 申請書類確認
 - ④ 委託先選定
- 3, 手続きの開示

1. はじめに

本書は、太田都市ガス株式会社(以下「当社」といいます)の内管漏洩検査業務委託者となって当社の需要家への内管検査業務を行うことを希望される企業・個人の方に、その必要性や手順等をご紹介する手引きです。

都市ガスの設備(内管)は、ガス事業法で規定する「ガス工作物」にあたり、ガス事業法に規定されるガス工作物の技術基準適合維持義務が一般ガス導管事業者にかせられているなど、ガス事業法や関連する法令等により様々な規定があり、一般ガス導管事業者はこれを全うする義務を負います。つきましては、一般ガス導管事業者である当社は、この責任を共に全うできることを前提に内管漏えい検査業務委託者を選定します。

委託対象の内管漏えい検査は、法定業務である「定期漏洩検査」とし、自主保安業務である「開栓時漏洩確認」については、当社の内管検査員が自ら検査を実施することとします。

定期漏洩検査業務については、当社の管理・指導下のもと、ガス事業法や関連法を適切に業務遂行すると共に、当社が定めた自主保安の取り組みについても業務に含みます。

内管漏洩検査業務への新規参入をご検討される企業・個人の方々にあっては、この点を十分にご理解いただきつつご検討いただければ幸いに存じます。

2. 委託要件の基本的事項

(1) 前提

- ・太田都市ガスは、内管漏洩検査で外部委託している範囲について、保安水準の確 保等をするため要件を定める。
- ・委託先はその要件を遵守すること。
- ・委託する内管漏洩検査は、法定業務である「定期漏洩検査」とし、対象は当社の 指定する需要家(工場や特殊設備(ガス遮断装置、整圧器等)設置の需要家を除 く)とします。
- ・内管検査を実施する需要家の消費機器調査を実施していただく場合があります。 (当社の小売部門より)
- ・当社管内の保安水準の確保の為、太田都市ガスの自主的な保安の取り組みについて委託先は実施すること。
- ・「内管漏洩検査」は、法定業務として厳格性が要求されることから、委託先は適 切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期日を遵守するために継続的に 体制を確保すること。

(2) 基本要件

1) 認定要件

- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・「内管漏洩検査」を有する要員を一定数以上確保しており、業務に従事させること。
- ・太田都市ガスの供給区域内での内管漏洩検査業務に支障を来さない地域に事業所を有すること。

2) 欠格要件

- ・破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
- ・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
- ・反社会勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
- ・その他、太田都市ガスが別途定める要件に該当する者。

3)保安水準の確保

- ・太田都市ガスは、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確 保できることを確認する。
- ・委託先は、太田都市ガスが定めた保安水準を確保するための体制を太田 都市ガスが定める指定様式に従い、必要な項目を定期的に報告すること。 変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
- ・委託先は、太田都市ガスが定めた自主保安業務を実施すること。

4) 自主保安業務の実施

- ・委託先は保安水準の確保の観点から内管漏洩検査と併せて以下の業務を 実施すること
- ① マイコンメーターの点滅の有無
- ② 露出部ガス管の外観検査

5)委託の取り消し等

- ・太田都市ガスは、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適さないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、 委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるもの とする。
- ・太田都市ガスは、委託先が契約期間中に体制を確保できず、継続的に受 託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまで労務・ 費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
- ・検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、太田都市ガスは、委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しができるものとする。

(3) 定期漏洩検査の要件

1) 対象範囲

対象となる範囲は以下のとおりとする。

- ① 灯外内管の外観検査及び漏洩検査
- ② 灯内内管の外観検査及び漏洩検査
- ③ その他委託業務に関する指示事項

2) 必要資格

定期漏洩検査に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会 内管検査 員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新手続きが適切に行われていること。

3)業務実績

委託先は、定期漏洩検査の実績が、3カ月以上または、内管検査員の資格を 有する者に1カ月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

4) 関与・統制、信頼性

委託先は、以下のどちらかの要件を満たしていること。

- ・委託先は、都市ガス事業において長期的な取引があること。
- ・委託先は、太田都市ガスと関与・統制、信頼性の確保するための契約を締結し法定周期を遵守すること。
- 5)継続的な体制確保
 - ・太田都市ガスは、検査数予測に基づき委託先が最適な検査要員数を確保で きているか定期的に確認すること
 - ・委託先は、業務体制、検査要員計画を定期的に太田都市ガスへ届け出ること
- 6) 効率的な運用
 - ・委託先は、太田都市ガスが契約仕様書等で指定する様式や指定する計測機 器等で検査業務を管理すること。

(4) その他

- 1) 共用内管が設置されている建物等の内管漏洩検査
 - ・委託先は、内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握 できること。
- 2) 受託するための手順・手続き
 - ① 受託相談
 - ・太田都市ガスは、受託希望者から相談窓口に確認・相談があった場合 は、委託選定時期や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。

② 申請手続き

・受託希望者は、受託参加申込書(様式1)に必要事項を記載し、太田都市ガスが指定する窓口に提出する。

③ 申請書類確認

・太田都市ガスは、受託希望者から提出された受託参加申請書(様式1)の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認する。

【申請・相談窓口】

太田都市ガス株式会社 供給部

④ 委託先選定

・太田都市ガスは、保安水準の確保および法定周期遵守の観点から、委 託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づき審査を行い、委託 先を選定する。

「定量的基準」

・認定要件、必要資格、業務実績(代替えとなる講習の受講)、継続的 な体制の確保など

「定性的基準】

・保安水準の確保(企業・経営者の保安意識など)、関与・統制、信頼性など

3. 手引きの開示

- ・太田都市ガスは、本書「内管漏洩検査 委託の手引き」や問い合わせ先窓口をホームページ等に開示する。
- ・太田都市ガスは、参入希望の問い合わせに対し、詳細説明を行う。

受託参加申請書

太田都市ガス(株) 供給部 宛

(申請者) 会社名

住所

連絡先

項目	
① 商号又は名称	
② 代表者氏名	
③ 設立年月日	
④ 本社所在地	
電話番号	
FAX番号	
担当部署	
担当者氏名	
⑤ 資本金・	
⑥ 業務内容	
⑦ 希望する受託業務	
⑧ 必要な資格所有者数	
⑨ 受託に必要な業務実績	
⑩ 太田都市ガスとの業務実績	
⑪ 体制の確保について	
⑫ 欠格要件	・破産手続き開始を受け復権を得ない者
※右記に該当する場合、受託することは	・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者
できません。	・反社会勢力、もしくは反社会勢力と非難されるべき関係がある者
	上記のいずれにも該当しない。(該当しない場合は、○で囲む)
備考	